

1863年公布二勅令にみる19世紀中葉 エジプト農民の土地喪失過程（続）

加 藤 博

I

私は先に、「1863年公布二勅令にみる19世紀中葉エジプト農民の土地喪失過程」と題する史料紹介において、エジプト国立公文書館（Dār al-Wathā'iq al-Qawmīya）に所蔵されている、イスマーイール（在位1863-79年）のエジプト総督^{パシヤ}就任直後に公布された以下の2つの未刊行勅令を紹介し、その翻訳を試みた。(1)「1279年シャッワール月9日（1863年3月30日）付勅令第26号」。(2)「1279年シャッワール月12日（1863年4月2日）付勅令第30号」⁽¹⁾。

前者は、兵役逃亡の連累罰則として逃亡兵家族・親族に課せられた土地を含めた財産の没収をテーマとし、後者は、19世紀中葉における一連の土地立法に定められている離村者規定の適用の結果生じた農民の土地喪失を扱っている。このように、この2つは、前代のサイード治世（1854-63年）における2つの土地関係立法措置、つまり兵役逃亡に際しての連累罰則規定および離村者にまつわる土地没収規定、の適用の結果生じた農民の土地喪失、農村の疲弊に対処すべく公布された勅令であり、その内容は、地方行政当局による実態調査報告書提出を待って、前者については当該連累罰則の廃止を、後者については土地を喪失した離村者に対する救済措置を定めたものである。

そして、この史料紹介を執筆した私の意図は、この2つの勅令の内容が、19世紀中葉エジプトにおける、以下の2つの契機の結びつきに基づく農民の土地喪失メカニズムを裏づけている、と判断したからであった。この2つの契機とは、第1に、「私的土地所有権の確立」という法制上の整備であり、第2に、重税・運河建設・鉄道敷設・徴兵のための農民徴発などの国家による経済外的強制である。

ところで、私は、先の史料紹介をカイロ滞在中に執筆したのであるが、執筆後も引き続きエジプト国立公文書館で文書渉猟にあたっていた。そして、その過程で偶然にも、『エジプ

(1) 拙稿「1863年公布二勅令にみる19世紀中葉エジプト農民の土地喪失過程」一橋大学地中海研究会編『地中海論集』1984年所収。

ト総督内閣官房トルコ語局文書』(maḥāfiẓ ma'īya sanīya turkī)として整理されている文書群のなかに、上記二勅令公布に先立って地方行政当局から提出され、当該二勅令公布の下敷きとなった没収財産処分実態調査報告書の一部をみつけることができた⁽²⁾。

その内訳は、逃亡兵関係勅令については、1279年シャアバーン月4日(1863年1月25日)から1279年シャッワール月8日(1863年3月29日)までの日付をもつダカフリーヤ県(mudīriya)、ギーザ県、アシュート県、ファイユーム県、ギルガ県、ベニー・スエフ県、メヌーフィーヤ県、ケナ県の知事(mudīr)あるいは副知事(wakīl mudīr)が作成した都合8つの文書である。次いで、離村者関係勅令については、1279年シャアバーン月8日

(2) エジプト総督内閣(al-ma'īya al-saniya)は、エジプト総督を補佐する内閣あるいは諮問委員会(フランス語訳では、le Cabinet vice-royal)。『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』は、当時の中央権力にとって緊急に検討を要するテーマに関して、エジプト総督内閣と地方行政官との間で取り交されたトルコ語・アラビア語文書群を収集・整理したものである。詳しくは、以下の文献を参照のこと。拙稿「アブー・スィネータ村醜聞—19世紀中葉エジプト・村落有力者層の権力基盤—」『東洋文化研究所紀要』第99冊、昭和61年2月、第一節(史料解題)註(1)。

(3) 逃亡兵関係8文書、離村者関係11文書の内訳は、それぞれ以下の通りである。

逃亡兵関係文書：(1) *maḥfaza raqm 29 [2]*, *wathīqa raqm 366* (旧カルトン通し番号71)。1279年シャアバーン月4日(1863年1月25日)付、ダカフリーヤ県副知事作成(トルコ語1葉、アラビア語報告書4葉)。(2) *maḥfaza raqm 29 [2]*, *wathīqa raqm 375* (旧カルトン通し番号71)。1279年シャアバーン月6、7日(1863年1月27、28日)付、ギーザ県知事作成(トルコ語1葉、アラビア語報告書1葉)。(3) *maḥfaza raqm 29 [2]*, *wathīqa raqm 377*; (旧カルトン通し番号71)。1279年シャアバーン月7日(1863年1月28日)付、アシュート県副知事作成(トルコ語1葉、アラビア語報告書3葉)。(4) *maḥfaza raqm 29 [2]*, *wathīqa raqm 400* (旧カルトン通し番号71)。1279年シャアバーン月11日(1863年2月1日)付、ファイユーム県知事作成(トルコ語1葉)。(5) *maḥfaza raqm 29 [2]*, *wathīqa raqm 433* (旧カルトン通し番号71)。1279年シャアバーン月16日(1863年2月6日)付、ギルガ県知事作成(トルコ語1葉)。(6) *maḥfaza raqm 29 [2]*, *wathīqa raqm 483* (旧カルトン通し番号71)。1279年ラマダーン月5日(1863年2月24日)付、ベニー・スエフ県知事作成(トルコ語1葉)。(7) *maḥfaza raqm 29 [2]*, *wathīqa raqm 534* (旧カルトン通し番号71)。1279年ラマダーン月28日(1863年3月19日)付、メヌーフィーヤ県知事作成(トルコ語1葉)。(8) *maḥfaza raqm 30 [1]*, *wathīqa raqm 33* (旧カルトン通し番号72)。1279年シャッワール月8日(1863年3月29日)付、ケナ県知事作成(トルコ語1葉、アラビア語報告書5葉)。

離村者関係文書：(1) *maḥfaza raqm 29 [2]*, *wathīqa raqm 385* (旧カルトン通し番号71)。1279年シャアバーン月8日(1863年1月29日)付、ギーザ県知事作成(トルコ語1葉)。(2) *maḥfaza raqm 29 [2]*, *wathīqa raqm 395* (旧カルトン通し番号71)。1279年シャアバーン月9日(1863年1月30日)付、ブヘイラ県知事作成(トルコ語1葉、アラビア語報告書1葉)。(3) *maḥfaza raqm 29 [2]*, *wathīqa raqm 401* (旧カルトン通し番号71)。1279年シャアバーン月11日(1863年2月1日)付、アシュート県副知事作成(トルコ語1葉)。(4) *maḥfaza raqm 29 [2]*, *wathīqa raqm 405* (旧カルトン通し番号71)。1279年シャアバーン月9、11日(1863年1月30日、2月1日)付、シャルキーヤ県知事作成(トルコ語1葉、アラビア語報告書1葉)。(5) *maḥfaza raqm 29 [2]*, *wathīqa raqm 410* (旧カルトン通し番号71)。1279年シャアバーン月9、12日(1863年1月30日、2月2日)付、カリュュービーヤ県知事作成(トルコ語1葉、アラビア語報告書2葉)。(6) *maḥfaza raqm 29 [2]*, *wathīqa raqm 430* (旧カルトン通し番号71)。1279年シャアバーン月16日(1863年2月6日)付、ベニー・スエフ県知事作成(トルコ語1葉)。(7) *maḥfaza raqm 29 [2]*, *wathīqa raqm 431* (旧カルトン通し番号71)。1279年シャアバーン月16日(1863年2月6日)付、ギルガ県知事作成(トルコ語1葉)。(8) *maḥfaza raqm 29 [2]*, *wathīqa raqm 459* (旧カルトン通し番号71)。1279年シャアバーン月25日(1863年2月15日)付、ミニヤ県知事作成(トルコ語1葉)。(9) *maḥfaza raqm 30 [1]*, *wathīqa raqm 10* (旧カルトン通し番号72)。1279年シャッワール月5日(1863年3月26日)付、メヌーフィーヤ県知事作成(トルコ語1葉)。(10) *maḥfaza raqm 30 [1]*, *wathīqa raqm 34* (旧カルトン通し番号72)。1279年シャッワール月8日(1863年3月29日)付、ケナ県知事作成(トルコ語1葉、アラビア語報告書1葉)。(11) *maḥfaza raqm 30 [1]*, *wathīqa raqm 65* (旧カルトン通し番号72)。1279年シャッワール月13日(1863年4月3日)付、ガルビーヤ県知事作成(トルコ語1葉)。

(1863年1月29日)から1279年シャッワール月13日(1863年4月3日)までの日付をもつギーザ県、ブヘイラ県、アシュート県、シャルキーヤ県、カリュービーヤ県、ベニー・スエフ県、ギルガ県、ミニヤ県、メヌーフィーヤ県、ケナ県、ガルビーヤ県の知事あるいは副知事が作成した都合11の文書である⁽³⁾。

ところで、これらの報告書は、勅命に基づいてしかるべき実態調査報告書を作成・提出した旨の主文たるトルコ語文書と、アラビア語による当該実態調査報告書とからなっていたが、私が見つけた上記報告書群のうち、実態調査報告書が添付されているのは、逃亡兵関係勅令に関しては、ダカフリーヤ県、ギーザ県、アシュート県、ケナ県、また離村者関係勅令に関しては、ブヘイラ県、シャルキーヤ県、カリュービーヤ県、ケナ県のそれぞれ4県についてのみである⁽⁴⁾。

このように、私が収集しえた報告書群のなかには、前記二勅令公布当時にはいまだ提出されておらず、それ故、本稿で初めて紹介できるケナ県の逃亡兵関係、離村者関係実態調査報告書が含まれているとはいえ、収集できたのは、前記二勅令公布当時提出されていた地方行政当局からの報告書すべてではない。また、これら文書群の内容の大略は、前記二勅令の主文およびその末尾につけられた没収財産処分実態調査報告書要約につくされており、新たに付け加えるべきことは多くない。とはいえ、そこには、中央権力によって要約・整理される以前の地方当局作成レベルの文書でしか知りえないような幾つかの事実を指摘することができる。そこで、本稿において、先の史料紹介の続編として、これら文書群を簡単に紹介し、19世紀中葉エジプトにおける農民の土地喪失、ならびに当時におけるエジプト農村社会に関する幾つかの興味ある事実を指摘してみたい⁽⁵⁾。

さて、本稿で紹介する文書群のうち、我々の当面の関心にとって史料的価値をもつのは、主文トルコ語文書に添付された都合8つの没収財産処分実態調査報告書である。というのも、その情報の詳細度、叙述形式に多少の違いはあるものの、これらの報告書によって、我々は、《誰の》(財産被没収者名)、《どのような物件が》(没収財産品目名)、《誰に》(没収財産取得者名)、《どのような手段で処分されたか》(没収財産処分方法)、を知ることができるからである。

このうち、財産の「被没収者」に関しては、例外的な場合を除いて⁽⁶⁾、彼らの出身・居住村落名が指摘されるだけで、彼らの村落社会での身分・地位を示す情報を得ることはでき

(4) 前掲拙稿(pp. 200-202, 206-207)で示されているように、当該二勅令が公布された時点で提出されていた報告書は、逃亡兵関係については、ギルガ県、アシュート県、ギーザ県、ブヘイラ県、ダカフリーヤ県、カリュービーヤ県、そしてミニヤ県、また離村者関係については、ダカフリーヤ県、シャルキーヤ県、ブヘイラ県、カリュービーヤ県、ガルビーヤ県、ミニヤ県、そしてファイユーム県、のそれぞれ7県からの報告書である。つまり、これら14の県報告書には、それぞれ没収財産処分実態調査報告書が添えられていたはずであるが、私が『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』のなかで確認できたのは、こうした14の実態調査報告書のうち、逃亡兵関係については、アシュート県、ギーザ県、ダカフリーヤ県、また離村者関係については、シャルキーヤ県、ブヘイラ県、カリュービーヤ県、のそれぞれわずか3県の実態調査報告書のみで、その他をみつけたことはできなかった。

(5) なお、県庁作成報告書の原本見本として、離村者関係についてはブヘイラ県知事作成報告書の、逃亡兵関係についてはアシュート県副知事作成報告書の、それぞれコピーを本稿の末尾に付録として掲載する。

ない。ただ、我々は、没収された彼らの財産の規模によって、それを想像するのみである。これに対して、没収財産の「取得者」に関しては、もちろん例外はあるものの、彼らのほとんどについて、彼らの名前には、その出身・居住地、社会的身分・地位を示す敬称・註記が添えられている。

こうして、我々は、これら報告書によって、没収財産がどの範囲の人間の間で処分されているか、とりわけ、それが村落内住民の間においてなのか、あるいは村落外住民に対してなのか、を知ることができ、ひいては、その分析結果を19世紀中葉エジプト農村社会における土地その他不動産の流動化・商品化の程度を計る一つのメルクマールとなし得るのではないか、と考えられるのである。

そこで、以下、没収財産「取得者」の社会範疇分析を主要テーマとして上記報告書の内容を紹介していくが、その際、土地が農村社会において、生産・生活手段としての実質的価値においてのみならず、社会的権威・名声の主たる源泉としての象徴的価値においてもまた、極めて特殊な財であるところから、まず最初に、土地没収を扱っている離村者関係報告書を、次いで、土地もそこに含まれるが、その主たる対象が土地以外の物件の没収である逃亡兵関係報告書を取りあげてみたい。

II

本節における分析対象は、ケナ県、シャルキーヤ県、カリュービーヤ県、ブヘイラ県、以上4県の離村者関係報告書である。これら報告書のなかには、ケナ県については、7カ村で生じた7件の、シャルキーヤ県については、6カ村で生じた9件の、カリュービーヤ県については、19カ村で生じた26件の、そしてブヘイラ県については、17カ村で生じた17件の、それぞれ没収地処分事例が報告されているが、その内容を整理して提示したのがここに掲載する4つの表である。以下、この表にもられている情報を順次分析していこう。

まずケナ県についてであるが、この県の事例は、以下の2点において、他の3県の事例と異なっている。

第1は、土地被没収者の社会範疇である。つまり、後述するように、他の3県の事例が、そのすべてとはいわないまでも、そのほとんどにおいて、^{ウムダ}村長、^{シャイフ}村長老など村落有力者を除く一般村落住民から没収された土地の処分を扱っていると考えられるのに対して、ケナ県の場合、7件のうち6件が、^{シャイフ}村長老たちから没収した土地の処分に関する事例なのである。実際、そこで扱われているのは、事例⑦を除き、 $(21 + \frac{10}{24} + \frac{8}{576})$ フェッターン⁽⁷⁾ から $(57 + \frac{17}{24})$ フェッターンと、すべて比較的大規模な土地である。

次いで、第2は、没収地処分方法である。つまり、他の3県においては、没収地はすべて

(6) 以下の離村者関係ケナ県報告書に関する叙述を参照のこと。この例外的な場合を除けば、「被没収者」の身分・地位が提示されているのは、逃亡兵関係アシュート県報告書の一事例において、「被没収者」が村長老（shaykh）であることを明示した一箇所のみである。

売却 (mabī'), つまり競売 (mazād) によって処分されたのに対して、ケナ県の場合、その日付は明言されていないものの、政府によって土地処分方法を競売による処分に改めるよう命じられるまで、没収地は、郡長 (nāzir al-qism) によって、1フェッダーンあたり24キュルシュの土地譲渡文書税 (rasm) 支払いを条件に譲渡されていたのである。

それでは、なぜにケナ県だけが他の県と異なる没収地処分方法を採用していたのであろうか。そしてまた、どのような意図をもって政府はケナ県に対して没収地処分方法の変更を命じたのであろうか。限られた情報しかない現在、この問いに答えることは不可能である。しかし、この没収地処分方法の変更に関連して、以下のことだけは言えそうである。つまり、政府の直接的意図がどのようなものであれ、この没収地処分方法の変更措置は、結果として当時の農村社会における土地流動性を高め、また、政府はこうした土地の流動性の上昇という事態に対して、許容的な姿勢をとり続けたにちがいない、ということである。

というのも、この変更措置は、慣行上においてはもちろん、国家法上においてもそれまで認められていた、村落住民の土地取得優先権の否定につながるからである。ここで、村落住民の土地取得優先権とは、ムハンマド・アリー(治世1805-48年)によるいわゆる土地国有政策の根幹をなした登録農民固定制度、つまり特定村落を原籍地として耕作者をそこに固定させようとした農民土地繫縛制度を前提とし、1858年公布のサイド法第3条、27条に定められた、以下の如き権利であった。つまり、当時の政府は、国庫に回収された無主地の一部を1フェッダーンあたり24キュルシュの土地譲渡文書税支払いを条件に分与すべく定めたのであるが、その際、サイド法第3条にみられるように、「土地取得の最優先権は、当該地が所属する村落の住民たちにある。さらに、彼ら住民のなかでも、土地を保有していないか、あるいは保有していても少なく、それでは生活に十分でない住民が、土地取得の優先権をもつ。」と規定したのである⁽⁸⁾。

従って、土地譲渡文書税支払いを条件とした土地分与方法を禁止し、競売による土地処分方法を採用するということは、国家の政策的観点からみて、上記登録農民固定制度の否定を意味するのみならず、この制度が結局のところ当時のエジプト農村社会における村落慣行をもとに組織されていたところから、一般村落住民の視点からみて、従来の村落慣行への国家の強圧的介入と意識されることにもなったであろう。つまり、この措置は、村落所属地の保有権の移転に際して、村落住民に与えられていた上記土地取得優先権を否定し、村落外住民による土地取得に大きく道を開くことになったのである。そして、その帰結が農村社会における土地流動性の上昇であることは、ここで指摘するまでもないであろう。

(7) フェッダーンの端数は、特殊な文字によって、また、特殊な進法によって表現されている。そのため、ここでは、こうして表現された端数をキーラート、サハムに換算して表記した。1フェッダーン=24キーラート。1キーラート=24サハム。従って、例えば $(21 + \frac{10}{24} + \frac{8}{576})$ は、21フェッダーン、10キーラート、8サハムを意味する。なお、1フェッダーン=1,038エーカーである。

(8) ムハンマド・アリーによる登録農民固定制度については、とりあえず以下の文献を参照のこと。拙稿「エジプトにおける私的土地所有権の確立」『東洋文化研究所紀要』第91冊、昭和57年12月、pp. 55-70。また、サイド法の全訳は、同拙稿 pp. 133-179 にみられる。

表(1) ケナ県離村者没収地処分事例

事例	村落名	取得者社会範疇	処 分 面 積 フェッ キーラ サハム ダーン ート			処 分 価 格 (1フェッダ ーンあたり)	備 考
①	Fāw Qibli	村落住民(複数)	49	21	16	キュルジュ 24	* 事例①, ②, ③, ④, ⑤, ⑥の土地被没収者は村長 老(shaykh)。 ** 事例⑥の没収地のうち, 報告時において実際に処 分されていたのは, (31 + $\frac{14}{24}$ + $\frac{20}{576}$)フェッダ ーンのみ。
②	El Kallahīn	村落住民(複数)	33	17	4	24	
③	Abnūd	村落住民(複数)	40	19		24	
④	El Sulēmāt	村落住民(複数)	21	10	8	24	
⑤	El Gharbi Bahgūra	村落住民(複数)	37	14	20	24	
⑥	El Shēkhīa	未 処 分	57	17		—	
⑦	El Samata	未 処 分	2	20	20	—	
			244	20			

出典: 1279年シャッワール月8日(1863年3月29日)付, ケナ県知事作成報告書
(mahfaza raqm 30 [1], wathīqa raqm 34)

表(2) シャルキーヤ県離村者没収地処分事例

事例	村落名	取得者社会範疇	処 分 面 積 フェッ キーラ サハム ダーン ート			処 分 価 格 (1フェッダ ーンあたり)	備 考
①	Shubra Qummus	ウラマー	15	6		キュルジュ 255	* 事例③は5人の離村者 からの没収地。それぞ れの没収地規模は以下の通 り。 ($2 + \frac{16}{24}$), ($\frac{8}{24}$), ($2 + \frac{22}{24}$), ($1 + \frac{13}{24} + \frac{12}{576}$), ($1 + \frac{18}{24} + \frac{12}{576}$)フェッ ダーン。
②	El Saadiēn	村落住民+ 共同経営者	1	17	4	120	
③	El Asdiā	村落住民+共同 経営者(複数)	9	6		60	
④	Tell Miftāh	村落住民	10			60	
⑤	Kafr Hassan Hāshim	村落住民	1	9		140	
		村落住民	5			260	
⑥	Kafr El Irāqi	村落住民	3	20	16	511	** 事例④は, それぞれ(5) フェッダーンの2人の離 村者の没収地。
⑦	Kafr El Irāqi	村落住民		13	16	175	*** 事例⑧と⑨は同一人 物。事例⑦と⑩は同一人 物。
⑧	Kafr El Irāqi	村落住民	2			165	
⑨	Kafr El Irāqi	村落住民	1	2	8	175	
		村落住民		18		175	
			50	20	20		

出典: 1279年シャアバーン月9, 11日(1863年1月30日, 2月1日)付, シャルキーヤ県知事作成報告書
(mahfaza raqm 29 [2], wathīqa raqm 405)

表(3) カリュービーヤ県離村者没収地処分事例

事例	村落名	取得者社会範疇	処 分 面 積 フ ェ ッ ダ ー ン	キ ー ラ サ ハ ム	積 サ ハ ム	処 分 価 格 (1 フ ェ ッ ダ ー ン あ た り)	備 考
①	Qaliūb	村落住民			15 20	キュルジュ 750	* 事例①, ②は親族(兄弟)。
②	Qaliūb	村落住民	1			775	
③	Musturud	村落住民	3	21		305	** 事例⑦は親族(兄弟)への売却
④	El Zahwiyīn	村落有力者(村長)	1	1	16	430	
⑤	El Qashish	村落有力者(ムアッ リム)	1	2	20	612	*** 事例⑨は, それぞれ $(2 + \frac{17}{24}), (2 + \frac{18}{24} + \frac{16}{576}),$ $(2 + \frac{19}{24} + \frac{12}{576})$ フェッダ ーンの3人の離村者の没 収地。
⑥	Shubra Hāris	村落住民	1			175	
⑦	El Sabbāh	村落住民	2	6		700	**** 事例⑩は, それぞれ $(\frac{23}{24} + \frac{8}{576}), (\frac{21}{24} + \frac{8}{576})$ フェッダ ーンの2人の離 村者の没収地。
⑧	El Hazzanīa wa Kōm El Samn	村落住民(婦人)	1	18	8	550	
⑨	Sanāiir	カリューブ居住者	8	7	4	352	***** 事例⑬, ⑭, ⑯の処 分価格は推定値
⑩	El Gāafra	村落住民	1	20	16	347	
⑪	El Attāra	村落住民(婦人)		9	12	63	***** 事例⑰, ⑱, ⑳, ㉑ は同一人物。
⑫	El Sidd	エフェンディ	2	5	8	450	
⑬	Tahanūb	村落有力者(村長)	1	20	20	100	***** 事例⑰, ⑱, ⑳, ㉑ は同一人物。
⑭	Sandaiūn	カリューブ居住者		16	4	1,633	
⑮	El Shimūt	村落住民	4	17		1,150	***** 事例⑰, ⑱, ⑳, ㉑ は同一人物。
		村落住民	5	13	4	446	
⑯	Batamda	エフェンディ	3	12	4	255	***** 事例⑰, ⑱, ⑳, ㉑ は同一人物。
⑰	Batamda	他村落住民	4	4	12	485	
⑱	Batamda	他村落住民	2	8	20	505	***** 事例⑰, ⑱, ⑳, ㉑ は同一人物。
⑲	Batamda	村落住民	1	20	12	200	
⑳	Batamda	他村落住民	1			505	***** 事例⑰, ⑱, ⑳, ㉑ は同一人物。
㉑	Batamda	他村落住民	1	20	16	405	
㉒	Batamda	村落住民	8	2	8	476	***** 事例⑰, ⑱, ⑳, ㉑ は同一人物。
㉓	Shalaqān	ベク	2	17		605, 405, 102	
㉔	Kafr El Dēr	村落住民	2	7	12	300	***** 事例⑰, ⑱, ⑳, ㉑ は同一人物。
㉕	Mohallet Digwa	村落有力者 (村長老)	1	19	12	350	
㉖	Mushtahar	村落住民		5		1,464	***** 事例⑰, ⑱, ⑳, ㉑ は同一人物。
			68	5	12		

出典: 1279年シャアバーン月9, 12日(1863年1月30日, 2月2日)付, カリュービーヤ県知事作成報告書
(mahfaẓa raqm 29 [2], wathīqa raqm 410)

表(4) ブヘイラ県離村者没収地処分事例

事例	村落名	取得者社会範疇	処分面積 フェッダーン キープ サハム			処分価格 (1フェッダーンあたり)	備考
①	Marqas	ベク	6	2	4	キュルシュ 212	* 事例②, ④, ⑥, ⑩, ⑪はそれぞれ7人, 2人, 6人, 17人, 2人の離村者からの没収地。その内訳は下記の㊦を参照のこと。 ** 事例⑥は明らかにコプト系有力家系一族(awlād)。 *** 事例⑩は遊牧民(al-hinād族)の首長からの没収地。
②	Kafr El Rahmania	エフェンディ	31	12		300	
③	Zawiet Ghazāl	ハワーガ	10	8	4	40	
④	Birket Ghitās	ハワーガ	18	17	16	70	
⑤	El Atf	村落住民		20		270	
⑥	Disūnis Um Dinār	村落住民 (有力家系一族)	73	23		310	
⑦	El Sawāf	他村落住民	3	4	12	565	
⑧	Qilishān	アガー	7	9	4	160	
⑨	Kafr Khudēr	エフェンディ	1		16	100	
⑩	Bibān	高級軍人・官僚	69	9		1,000	
⑪	Bisintawāi	エフェンディ	28	7	12	241.5	
⑫	遊牧民定着村	エフェンディ	76	10	8	100	
⑬	Nikla El Inab	エフェンディ	5	21	16	610	
⑭	El Khawālid	村落住民	2	23	12	1,005	
⑮	El Nibēra	村落住民		7	12	25	
⑯	Mohallet Ibēd	村落住民	1	16	16	150	
⑰	Qāfla	村落住民	7	10	12	30	
			345	12			

㊦事例②: $(8 + \frac{6}{24}), (4 + \frac{3}{24}), (4 + \frac{3}{24}), (4), (3), (4), (4)$ フェッダーン。

事例④: $(14 + \frac{9}{24} + \frac{20}{576}), (4 + \frac{7}{24} + \frac{20}{576})$ フェッダーン。

事例⑥: $(28 + \frac{20}{576}), (17 + \frac{5}{24} + \frac{20}{576}), (3 + \frac{8}{24} + \frac{20}{576}), (10 + \frac{9}{24} + \frac{8}{576}), (2 + \frac{1}{24} + \frac{12}{576}), (12 + \frac{20}{24} + \frac{16}{576})$ フェッダーン。

事例⑩: $(8 + \frac{1}{24} + \frac{12}{576}), (6 + \frac{18}{24}), (2 + \frac{5}{24} + \frac{16}{576}), (5 + \frac{16}{24} + \frac{16}{576}), (1 + \frac{15}{24} + \frac{8}{576}), (7 + \frac{11}{24} + \frac{16}{576}), (3 + \frac{20}{24}), (2 + \frac{4}{576}), (2), (3 + \frac{5}{24} + \frac{12}{576}), (2 + \frac{19}{24}), (3 + \frac{3}{24} + \frac{8}{576}), (6 + \frac{12}{24}), (5 + \frac{8}{24} + \frac{16}{576}), (3 + \frac{2}{24}), (4 + \frac{4}{24} + \frac{4}{576}), (2 + \frac{12}{24} + \frac{8}{576})$ フェッダーン。

事例⑪: $(14 + \frac{4}{24}), (14 + \frac{3}{24} + \frac{12}{576})$ フェッダーン。

出典: 1279年シャアバーン月9日(1863年1月30日)付。ブヘイラ県知事作成報告書
(mahfaza raqm 29 [2], wathiqā raqm 395)

ともかく、報告書の文面に、「彼を喚問した時、政府から逃亡した」^{シヤイフ}村長老たち、という文言がみられることから窺われるように、ケナ県の上記6事例は、何らかの国事に関する義務を履行しえず、身を隠さざるをえなかった^{シヤイフ}村長老たちから没収した土地の処分を扱っており、そこでは、政府によってそれを禁止されるまで、没収地は、前述した土地取得優先権規定に基づいて、1フェッダーンあたり24キュルシュの土地譲渡文書税支払いを条件に、村落住民(ahālī al-nāhiya)に分与されたのであった。

さて、次いで、ケナ県以外の残りの3県についての分析に移ろう。この3県の事例においては、離村者の没収地はすべて競売によって処分されている。また、先述したケナ県の事例とは異なり、土地を没収された離村者は、その没収地の規模から判断して、すべてとはいえないものの、そのほとんどが一般村落住民であろうと考えられる。もっとも、個々の没収地の規模についてより細かく検討してみると、3県の間、とりわけシャルキーヤ県、カリュービーヤ県とブヘイラ県との間に微妙な差違をみてとることができ、また、この差違は、没収地「取得者」の社会範疇の差違にもつながっているようにみえる。

つまり、シャルキーヤ県においては、14件の土地没収がみられるが、そのうち、事例①で処分対象となっている($15 + \frac{6}{24}$)フェッダーンの1件を例外として、10フェッダーン以上の没収地はなく、総件数の64.3%にあたる9件が3フェッダーン未満の土地没収事例であった。

そして、この14件によって没収された土地($50 + \frac{20}{24} + \frac{20}{576}$)フェッダーンは、表(2)で示されているように、9件の競売によって処分された。購入者は、($15 + \frac{6}{24}$)フェッダーンを購入した、事例①のシャイフという称号をつけられたウラマーを除けば、(あるいは彼をも含めて、)彼らには出身・居住地を特定するような、あるいは高い社会的身分・地位を示すような称号・註記が付されていないところから、すべて一般村落住民ではないかと判断される。また、特定の人物が計画的に土地を集積している形跡もない。確かに、複数の没収地を購入している人物は、事例③、④、⑦・⑩、⑧・⑨と4名おり、そのうち10フェッダーン前後の土地を集積しているのは事例③、④の2例であるが、それも、この2例のうち事例③は、ある村民と彼の複数の共同経営者(sharīk, pl. shurakā')による5人の離村者の没収地の共同購入である⁽⁹⁾。

カリュービーヤ県においては、29件の土地没収がみられるが、事例⑩で処分の対象となっている($10 + \frac{6}{24} + \frac{4}{576}$)フェッダーンが最高規模の没収地であり、総件数の実に82.8%にあたる24件が3フェッダーン未満の土地没収事例であった。

そして、この29件によって没収された土地($68 + \frac{5}{24} + \frac{12}{576}$)フェッダーンは、表(3)で示されているように、26件の競売によって24名の人物に処分された。この24名の購入者の社会範疇を分類すれば、以下ようになる。村落住民が18名、うち村落有力者(村長、

(9) 共同経営者(sharīk, pl. shurakā')については、第三節における逃亡兵関係アシュート県報告書に関する叙述、さらには以下の文献を参照のこと。拙稿「エジプトにおける私的土所有権の確立」pp. 83—89、拙稿「近代エジプト農村社会研究のためのノート」『東洋文化』No. 63, 1983年3月, pp. 225—230。

シヤイフ
 村長老、ムアッリム）4名、一般村落住民14名。村落外住民が6名、うち高級軍人・官僚（ベク）1名、中・下級官僚（エフェンディ）2名、県庁所在地（カリューブ）居住者2名、他村落住民1名、以上である⁽¹⁰⁾。

つまり、没収地処分の大半は小地片の売却よりなり、こうした小地片を多く購入したのは、村落住民、とりわけ一般村落住民であった、と考えられる。この点象徴的なのは、一般村落住民への土地処分事例のなかに、「離村者＝土地被没収者」の親族への処分が2例、そして、その出自を特定できないものの、婦人への処分が2例確認できる、ということである。

しかし、だからといって、土地売却が村落社会の狭い人間関係のなかでのみなされたのではないことは、指摘すべくもない。そして、村落外住民への土地処分の影響は、上記社会範疇分類の数値から判断される以上に深刻であった、と想像される。というのも、村落外住民の没収地購入者は、総購入者24名のうち6名（25%）にすぎないが、処分された面積をとってみると、総面積約68フェッダーンのうち約40%にあたる約27フェッダーンが村落外住民へ処分されているのである。そして、このようになったのも、彼らが複数の離村者の没収地を購入したからである。つまり、報告されている事例のなかで、最大規模の没収地購入者は、 $(9 + \frac{9}{24} + \frac{20}{576})$ フェッダーンの土地を購入した事例⑰・⑱・⑳・㉑の他村落住民、 $(8 + \frac{7}{24} + \frac{4}{576})$ フェッダーンの土地を購入した事例⑩の県庁所在地居住者（ムアッリム）であるが、彼らはともに、それぞれ4名、3名の離村者の没収地を購入・集積しているのである。

最後に、ブヘイラ県の場合はどうであろうか。この県について、まず指摘すべきは、上記2県の場合と比較して、個々の没収地の規模が大きい、ということである。つまり、遊牧民の首長からの没収であることが明らかである事例⑳の $(76 + \frac{10}{24} + \frac{8}{576})$ フェッダーンは別にしても、報告されている46件の土地没収のうち、3フェッダーン未満の小地片の没収事例は全体の26.1%にあたる12件にしかすぎず、残りの事例はすべて3フェッダーン以上の

(10) 本稿においては、以下、没収財産の取得・購入者の社会範疇を、大略次のような基準に基づいて分類する。

〔Ⅰ〕村落住民

- (1) 村落有力者（フムダ シヤイフ 村長老、村長老など）
- (2) 一般村落住民

〔Ⅱ〕村落外住民

- (1) 外国人・外国領事部被保護民（ハワーガ）
- (2) 高級軍人・官僚（ベク、アガー）
- (3) 中・下級官僚（エフェンディ）
- (4) 県庁所在地居住者
- (5) 他村落住民

なお、〔Ⅱ〕の(1)、(2)、(3)のほとんどは首都カイロ、あるいは県庁所在地に居住していたと考えられるから、(4)と重複することになる。もっとも、この分類においては、(1)、(2)、(3)が現実はどこに居住しているかは問題ではない。重要なのは、たとえば彼らが現実には当該村落に居住していたとしても、彼らは、心理的・社会機能的レベルにおいて、当該村落住民にとって所詮は部外者にすぎなかった、ということである。そのため、報告書においても、彼らの名前には、その身分を示す称号はつけられるものの、それと同時に、彼らの出身・居住地が指示されることはきわめて少ない。

土地没収であるが、そのうち5フェッダーン以上の事例が20件、全体の43.5%にのぼっているのである。

と同時に、ブヘイラ県の実例については、多くの没収地が村落外住民へ処分されている、という事実を指摘できる。つまり、上記46件によって没収された土地($345 + \frac{12}{24}$)フェッダーンは、表(4)で示されているように、17件の競売によって処分されたが、それを没収地購入者の社会範疇を基準として分類すれば、以下ようになる。村落住民が6例、うち村落有力者1例、一般村落住民5例。村落外住民が11例、うち外国人・外国領事部被保護民(ハワーガ)2例、高級軍人・官僚(ベク、アガー)3例、中・下級官僚(エフェンディ)5例、他村落住民1例、以上である。

このように、没収地処分17事例のうち11例(64.7%)が村落外住民への処分なのであるが、この点については、処分された土地面積をとってみると、事態はより一層はっきりとする。つまり、5フェッダーン以上の没収地処分11事例のうち、事例⑥、⑦を除く9例が、そして、処分地総面積約345フェッダーンのうち、実に約75%の約260フェッダーンが、村落外住民への没収地処分なのである。

そして、このブヘイラ県の場合、こうした村落外住民への土地処分と並行して、特定の有力者による土地集積現象が顕著であったことをみてとることができる。すなわち、表(4)の17事例のなかで、処分地面積の規模からみた上位6事例は、($76 + \frac{10}{24} + \frac{8}{576}$)フェッダーンの事例⑩、($73 + \frac{23}{24}$)フェッダーンの事例⑥、($69 + \frac{9}{24}$)フェッダーンの事例⑩、($31 + \frac{12}{24}$)フェッダーンの事例②、($28 + \frac{7}{24} + \frac{12}{576}$)フェッダーンの事例⑩、そして($18 + \frac{17}{24} + \frac{16}{576}$)フェッダーンの事例④であるが、このうち事例⑩は、遊牧民の首長からの没収地処分という特殊な事例であるところから、それを除くとして、他の5事例はすべて、それぞれ6、17、7、2、2名の離村者の没収地の購入・集積を示す事例である。

以上、離村者関係報告書に基づいて、離村者の没収地が処分された「範囲」について簡単な分析を試みた。もっとも、当該報告書にもられている情報は量的にも質的にも大きな制約をもつうえ、そこで扱われているのは、国家権力が介入した没収地の処分という非日常的措置による土地保有権の移転である。そのため、本節における分析結果をもって、19世紀中葉エジプト農村社会における土地流動化・商品化の程度を示す決定的メルクマールとみなすことはできないだろう。しかし、現在までのところ、この種のテーマに関する具体的実証的研究は皆無に近い。そこで、それがあくまで仮説の域をでるものではないことを承知したうえで、本節の分析から以下の2点を結論として指摘することも許されるだろう。

第1は、19世紀中葉エジプト農村社会において、土地流動化・商品化の高まりというはっきりとした大きな流れを読みとることができる、ということである。実際、カリュービーヤ県、ブヘイラ県において、土地の移転は村落社会を越えたものであり、とりわけブヘイラ県の場合には、投機的な土地集積現象さえ窺わせる。確かに、ケナ県、シャルキーヤ県の場合、土地の移転は、そのほとんどが村落社会内にとどまっていたようにみえる。しかし、この2

県においても、土地の流動化・商品化に対する政府の許容的態度からみて、早晚、村落社会を越えた土地の移転が進展したことだろう。

そして、第2は、19世紀中葉エジプト農村社会において、土地流動化・商品化の程度には、それぞれの地域の地理的・歴史的環境の違いを反映して、大きな地域差がみられた、ということである。すなわち、ケナ県、シャルキーヤ県、カリュービーヤ県、ブヘイラ県、以上4県の土地没収・処分事例にみられる、没収地の処分方法、没収地の規模、没収地取得者の社会範疇に関する差違は、この4県における土地流動化・商品化の、性格・程度に大きな違いがあったことを窺わせるが、この地域差は、多分に、中央権力から遠く、独自の文化伝統・村落慣行をもつ上エジプト、それもその最南端に位置するケナ県、下エジプト地方にありながら、砂漠に面した新開地シャルキーヤ県、同じく新開地でありながら急速な発展が見込まれたブヘイラ県、そして首都カイロに近く、古来集約度の高い農業が展開されてきたカリュービーヤ県と、それぞれの県が置かれている地理的・歴史的環境の違いに基づくと考えられる、ということである⁽¹¹⁾。

Ⅲ

本節における分析対象は、ギーザ県、ダカフリーヤ県、アシュート県、ケナ県、以上4県の逃亡兵関係報告書である。そこで扱われているのは、兵役逃亡の連累罰則として没収された当該逃亡兵家族・親族の財産の処分であるが、ケナ県報告書において、連累罰則適用の理由として、文字通りの兵役 (al-jihādīya) からの逃亡と並んで、灌漑工事 ('amaliyat al-tur'a, maṣlaḥat al-rayy bi-l-mudīriya) からの逃亡が挙げられているところからみて、連累罰則の対象となった行為は、少なくとも一部の地域においては、狭義の兵役逃亡にとどまらず、政府による労働力徴発に対するすべての逃亡・忌避行為であったようである⁽¹²⁾。

ともかく、これら4県の報告書のなかには、ギーザ県については、1カ村で生じた1件の、ダカフリーヤ県については、6カ村で生じた6件の、アシュート県については、14カ村で生じた16件の、そしてケナ県については、13カ村で生じた21件の、それぞれ没収財産処分事例が報告されている。そして、これら報告書にもられている情報を県ごとに整理・提示したのが、ここに掲載する4つの表である。以下、その内容を県ごとに順次検討していこう。

(11) 土地流動化・商品化の程度における地域差を窺わせるもう一つの指標は、土地売却価格である。つまり、難民関係文書、および次節で紹介する逃亡兵関係文書双方にみられる県別1フェッダーンあたりの土地売却値段を列挙すると、カリュービーヤ県(63~1,633キュルシュ)、ブヘイラ県(25~1,005キュルシュ)、シャルキーヤ県(60~511キュルシュ)、ファイユーム県(776キュルシュ)、ケナ県(26キュルシュ)ということになり、土地の流動性が、地域の開発度の程度に応じて、シャルキーヤ県、ブヘイラ県、カリュービーヤ県と順に高くなっていることが推測できるのである。

(12) その他、例えばアシュート県報告書には、逃亡が生じた勤務部署・軍区名、逃亡兵の逮捕・処罰の実施事情など、より詳細な情報もみられる。

表(1) ギーザ県逃亡兵関係没収財産処分事例

事例	村落名	取得者社会範疇	処分物物品目	処分金額		備考
				キュル シュ	フィッダ ダ	
①	Nāhia	有力一族の2兄弟	土地(賃貸借)	2,456	26	* $(9 + \frac{19}{24} + \frac{20}{576})$ フェッダ ーンの土地は、1278年 (1861-62年)度に、ザム ル家の2兄弟に、1フェッ ダーンあたり250キュル シュの賃貸料で賃貸され た。
		村落住民(被没収 者の姉妹たち)	家畜	587	2	
		他村落住民	農器具	100		
				3,143	28	

出典：1279年シャアバーン月6、7日(1863年1月27、28日)付、ギーザ県知事作成報告書
(mahfaza raqm 29 [2], wathiqā raqm 375)

ギーザ県報告書には、わずか1件の財産処分事例しか報告されていない。しかし、その内容は、「物物品目」と「処分範囲」との間の何らかの関係を窺わせて、誠に興味深い。つまり、そこでは、土地 $(9 + \frac{19}{24} + \frac{20}{576})$ フェッダーンはギーザ県の有力家系の2兄弟⁽¹³⁾に対して賃貸借(ijār, ta'jir)に出され、家畜は、彼らが生計を一つにしていたという理由から、被没収者の姉妹たちに、そして農器具は他村落住民に、売却されているのである。

ダカフリーヤ県報告書には、6件の財産処分事例が報告されている。そのうち、事例⑥は、貴紳(パシヤ)のアワスィー地⁽¹⁴⁾から25フェッダーンを借地していた人物が、彼の息子の兵役逃亡の罪によって当該地を没収された、という特殊な事例である。そして、この事例の場合、没収地は上記人物以外の者に改めて賃貸されたとあるだけで、新借地人の名前は記載されていない。また、この事例⑥以外にも、事例①、③、⑤において、それぞれ $(6 + \frac{19}{24} + \frac{4}{576})$ フェッダーン、 $(2 + \frac{6}{24} + \frac{16}{576})$ フェッダーン、4フェッダーン、都合 $(13 + \frac{1}{24} + \frac{20}{576})$ フェッダーンの土地が没収・処分の対象になっているが、すべて競売にふされるのを待つ段階で、報告時点ではいまだ処分されていない。そこで、以下は土地を除く物件の「処分範囲」の分析である。

(13) 現在、運河、通りにその名が冠されているほどギーザ県では名門のザムル(al-zamr)家の二兄弟。余談ながら、1981年のサダト前エジプト大統領暗殺に加わったアブウド、ターリク・アルザムルの二人は、このザムル家の一族である。

(14) アワスィー地(al-aṭyān al-awāsi)とは、オスマン・トルコ時代の徴税請負制度下^{イルタイザーム}における「徴税請負職免税地」。ムハンマド・アリーは、上エジプト地方に存在していたこの種の土地については、旧徴税請負人が彼の命令に服さず反抗したために、そのすべてを没収したが、命令に服した下エジプト地方とギーザ県の旧徴税請負人に対しては、彼らがそれを免税地のまま保有し続けることを許した。その後1854年には、この種の土地に対して課税措置が取られることになるが、ともかく、こうしたスワスィー地の歴史については、以下の文献を参照のこと。拙稿「19世紀前半のエジプト土地・税制度」一橋大学地中海研究会編『論文集・地中海地域における集落形成の諸問題』1980年所収、pp. 76-78。

表(2) ダカフリーヤ県逃亡兵関係没収財産処分事例

事例	村落名	取得者社会範疇	処分物物品目	処分金額 キュル シユ	フィッダ ク	備考
①	Sahragt El Sughra	マンスーラ居住者 (肉屋)	家畜	65	8	* 土地没収は4事例あったが、事例①の $(6 + \frac{19}{24} + \frac{4}{576})$ フェッダーン、事例③の $(2 + \frac{6}{24} + \frac{16}{576})$ フェッダーン、事例⑤の(4)フェッダーンは、報告時点でいまだ未処分であった。残りの事例⑥の(25)フェッダーンは賃貸借に出されたが、借地人の身分は不明。
		マンスーラ居住者◎	農器具	20		
		他村落住民(村長)	家畜	300	20	
		<未処分>	土地			
②	Mīt Abu El Husēn	ハワーガ	農作物	3,238	5	** ◎, △は同一人物。
		ハワーガ	農作物	3,401	28	
		マンスーラ居住者△	家畜	330		
		マンスーラ居住者	家畜	2,035		
		他村落住民	家畜	1,881		
		マンスーラ居住者◎	家畜	700		
		村落住民	家具, 建築資材	786	24	
		村落住民	農作物	133	37	
		村落住民	農作物	88	39	
		村落住民	農作物	88	39	
③	Izbet El Tawābra	村落有力者 (村長老)	樹木, 家具, 建築資材	212	20	
		マンスーラ居住者△	家畜	1,050	1	
		他村落住民(村長)	農作物, ヤシの木	560	25	
		他村落住民	ヤシの木	127		
		村落住民	ヤシの木	181		
		村落住民	ヤシの木	31		
<未処分>	土地					
④	Daqadus	ハワーガ	家具, 建築資材	233	23	
⑤	Gisfa	村落住民	家具, 建築資材	303		
		村落住民	家具, 建築資材	14		
		村落住民	建築資材	305		
		村落住民	農器具	500		

		マンスーラ居住者	家畜	1,350	
		マンスーラ居住者	家畜	200	
		ハワーガ	家畜	280	
		ハワーガ	農作物	1,927	35
		マンスーラ居住者	農作物	164	
		マンスーラ居住者	銅製品	28	30
		マンスーラ居住者	農作物	50	25
		<未処分>	土地、樹木		
⑥	トゥースン・パ シャの所領	不明	土地(賃貸借)		
				20,677	38

出典：1279年シャアバーン月4日（1863年1月25日）付、ダカフリーヤ県副知事作成報告書
(*mahfaza raqm 29 [2], wathiqa raqm 366*)

さて、土地以外の処分物件品目は、ヤシの木、家畜、建築資材、家具、農器具、農作物など多種多様であり⁽¹⁵⁾、これら物件はすべて、県役人 (ma'mūr ashghāl bandar al-manşūra) によって売却され、その代金は、県徴税人 (şarrāf bandar al-manşūra) によって徴収された。ところで、報告書にみられる情報から判断する限り、物件の品目とその購入者の社会範疇との間には、とりたてて指摘する程の関連性は窺えず、財力のある者が高価な物件を購入しているようにみえる。そこで、物件の品目に無関係に、処分財産購入者総数30名を社会範疇ごとに分類すると、以下のようになる。

つまり、村落住民12名（40.0%）、うち村落有力者（村長老^{シャイフ}）が1名（3.3%）、一般村落住民が11名（36.7%）。村落外住民18名（60.0%）、うち外国人・外国領事部被保護民（ハワーガ）が5名（16.7%）、県庁所在地（マンスーラ）居住者が9名（30.0%）、そして他村落住民（村長^{ムハダ}）が4名（13.3%）、以上である⁽¹⁶⁾。

次いで、処分財産売却総額20,677キュルシュ38フィッダのうち、これら社会範疇の購入額が占める割合を計算すると、以下のような結果を得る。村落住民13.2%、うち村落有力者が1.0%、一般村落住民が12.2%。村落外住民86.8%、うち外国人・外国領事部被保護

(15) 家畜、農器具、農作物についてはともかくとして、現在の私には、文書の書体の難解さもあって、多種多様にわたる家具、建築資材の多くを同定することができない。もしそれができるならば、その他流通貨幣に関する情報なども少ないながらも得られるところから、例えば物価水準など、当時の経済生活についての興味ある分析が可能となるかもしれない。しかし、こうした分析は将来の課題として、本稿においては、没収財産品目の詳細には言及しないこととする。

(16) 没収財産取得・購入者のなかには、その居住地、身分を特定しかねる人物も幾人も存在する。そのような場合には、どうしても不明なケースを除いて、私の判断で、最も確率の高い社会範疇に彼らを分類した。判断基準については、本文に掲載した表の備考欄を参照のこと。

表(3) アシュート県逃亡兵関係没収財産処分事例

事例	村落名	取得者社会範疇	処分物物品目	処分金額 キュル シュ フィッダ		備 考
①	El Mashāiaa	アシュート居住者◎	家畜	60		* 没収地処分は、11事例の賃貸借処分である。それぞれの処分面積、賃貸料は以下の通りである。
		村落有力者 (村長老：複数)	ヤシの木	285		
		他村落住民(村長)	土地(賃貸借)	39	17	
②	El Birba	ベク	家畜	1,637	39	事例① $(1 + \frac{9}{24} + \frac{4}{576})$ フェッダーン、土地税抜き 23キュルシュ。 事例② $(31 + \frac{16}{24} + \frac{12}{576})$ フェッダーン、土地税抜き40キュルシュ。 事例③ $(3 + \frac{7}{24} + \frac{12}{576})$ フェッダーン、土地税込み190キュルシュ。 事例④ $(2 + \frac{18}{24} + \frac{16}{576})$ フェッダーン、土地税抜き約21キュルシュ。 事例⑤ $(2 + \frac{1}{24} + \frac{20}{576})$ フェッダーン、土地税込み95キュルシュ。 事例⑥ $(\frac{19}{24} + \frac{8}{576})$ フェッダーン、<未処分>。 事例⑧ $(\frac{14}{24} + \frac{16}{576})$ フェッダーン、土地税抜き約173キュルシュ。 事例⑨ $(3 + \frac{23}{24} + \frac{12}{576})$ フェッダーン、土地税抜き30キュルシュ。 事例⑩ $(\frac{23}{24} + \frac{4}{576})$ フェッダーン、土地税抜き100キュルシュ。 事例⑬ $(1 + \frac{9}{24})$ フェッダーン、土地税抜き30キュルシュ。 事例⑭ $(17 + \frac{14}{24} + \frac{16}{576})$ フェッダーン、土地税抜き52キュルシュ/ $(5 + \frac{10}{24} + \frac{16}{576})$ フェッダーン、土地税抜き50.5キュルシュ。
		エフェンディ	家畜	296	29	
		アシュート居住者	家畜	264	4	
		アシュート居住者 (2名)	家畜	178	2	
		アシュート居住者	家畜	74	7	
		村落住民	家畜	189	37	
		アシュート居住者◎	家畜	890	8	
		アシュート居住者△	家畜	99	4	
		村落有力者 (村長老：複数)	家具、建築資材	1,603		
村落有力者 (村長老：複数)	土地(賃貸借)	1,260	34			
③	El Qawata	アシュート居住者	家畜	450		
		村落住民	家畜	550	3	
		村落住民	家畜	680	1	
		県の徴税人	家畜	460		
		アシュート居住者	家畜	622		
		アシュート居住者△	家具	31	11	
		アシュート居住者	建築資材	20		
		村落住民	土地(賃貸借)、 ヤシの木	854	15	
④	Dalga	村落住民	土地(賃貸借)	59	3	
⑤	Tūkh	村落住民	土地(賃貸借)	197	15	
⑥	El Ghanāiyem	アシュート居住者	家畜	210		
		<未処分>	土地、ヤシの木			
⑦	Beni Mohammad El Shahābia	アシュート居住者	家畜	240	3	
		アシュート居住者	家畜	58		

		他村落住民	ヤシの木, 水車, 建築資材	152	11	
⑧	Qirqāris	アシュート居住者	家畜	91	10	なお, $(17 + \frac{14}{24} + \frac{16}{576})$ フェッダーンの取得者はコプト教徒。 ** 事例⑥, ⑧, ⑩ (取得者: 県役人), ⑭, ⑮ (3事例) で処分された家畜は共同所有されていた。このうち, 事例⑮ (取得者: アシュート居住者) の家畜は, 被没収者の村長老 (shaykh) と他村落住民との間で共同所有されていたが, 他の事例はすべて, 村落住民間での共同所有であった。 *** ㊦, ㊧は同一人物。
		村落住民	土地(賃貸借)	105	20	
		村落住民	ヤシの木	20		
⑨	Kōm Isfaht	村落有力者 (村長老: 複数)	土地(賃貸借)	119	15	
⑩	Abu Tīg	村落住民	薬草	47	37	
		村落住民	不動産	232	3	
⑪	Abu Tīg	不明	不動産	330	4	
⑫	El Khawālid	他村落住民	土地(賃貸借)	100		
⑬	El Duēr	アガー	家畜	533		
		アガー	家畜	78	1	
		県役人	家畜	270		
		不明	家畜	500		
		不明	土地(賃貸借)	51	10	
⑭	El Mashāiaa	村落住民 (共同所有者)	家畜	260	4	
⑮	El Qasr	アシュート居住者	家畜	92	20	
		エフェンディ	家畜	185		
		他村落住民	家畜	77	20	
		アシュート居住者	家畜	120		
⑯	Baqūr	村落住民	土地(賃貸借), ヤシの木	1,363	30	
		村落住民	土地(賃貸借), ヤシの木	346	8	
				16,386	25	

出典: 1279年シャアバーン月7日(1863年1月28日)付, アシュート県副知事作成報告書
(mahfaẓa raqm 29 [2], wathīqa raqm 377)

表(4) ケナ県逃亡兵関係没収財産処分事例

事例	村落名	取得者社会範疇	処分物件品目	処分金額 キュル フィッダ シュ	備考	
①	El Gabalāw	ケナ居住者 △△	土地	633	* 事例①($28 + \frac{9}{24} + \frac{16}{576}$) フェッダーンのうち、実 際に処分されたのは、 ($24 + \frac{8}{24} + \frac{8}{576}$) フェッダ ーンで、1フェッダーン あたり26キュルシュで売 却された。 ** 事例②から⑦の没収 地フェッダーン数は以下 の通り。②($3 + \frac{13}{24} + \frac{16}{576}$)、 ③($4 + \frac{11}{24} + \frac{16}{576}$)、④($4 +$ $\frac{14}{24} + \frac{8}{576}$)、⑤($3 + \frac{9}{24} +$ $\frac{8}{576}$)、⑥($\frac{8}{24} + \frac{8}{576}$)、($1 +$ $\frac{8}{24}$)、⑦($4 + \frac{6}{24} + \frac{16}{576}$)。 *** ◎、△、○、※、●、 レ、レレは同一人物。 **** 事例①、③の△△は 親族(兄弟)関係にある 人物。 ***** レ、レレ、および 事例⑨における331キュ ルシュ相当の家畜を購入 したケナ居住者は、仲買 人(dallāl)と呼ばれて いる。	
②	Khuzām	<未処分>	土地			
③	El Halfaiya	<未処分>	土地			
④	Bahgūra	<未処分>	土地			
⑤	El Qusēr wa El Saiyād	<未処分>	土地			
⑥	El Karnak	<未処分>	土地			
⑦	El Gharbi Bahgūra	<未処分>	土地			
				633		
⑧	El Gharbi Bahgūra	アガー ◎	家畜	60	*** ◎、△、○、※、●、 レ、レレは同一人物。 **** 事例①、③の△△は 親族(兄弟)関係にある 人物。 ***** レ、レレ、および 事例⑨における331キュ ルシュ相当の家畜を購入 したケナ居住者は、仲買 人(dallāl)と呼ばれて いる。	
		県役人 △	家畜	3		
		ケナ居住者	家畜	2		20
		ケナ居住者 ○	農作物	12		31
⑨	El Karnak	アガー	家畜	350	*** ◎、△、○、※、●、 レ、レレは同一人物。 **** 事例①、③の△△は 親族(兄弟)関係にある 人物。 ***** レ、レレ、および 事例⑨における331キュ ルシュ相当の家畜を購入 したケナ居住者は、仲買 人(dallāl)と呼ばれて いる。	
		アガー	家畜	220		
		ケナ居住者	家畜	130		
		ケナ居住者 レ	家畜	130		
		エフェンディ	家畜	72		20
		ケナ居住者 (肉屋) ●	家畜	31		
		アガー	家畜	42		20
		ケナ居住者 レレ	家畜	64		
		ユダヤ教徒	家畜	47		
		ヨーロッパ人	家畜	50		
ケナ居住者 ○	農作物	6				
⑩	El Karnak	ケナ居住者	家畜	140	*** ◎、△、○、※、●、 レ、レレは同一人物。 **** 事例①、③の△△は 親族(兄弟)関係にある 人物。 ***** レ、レレ、および 事例⑨における331キュ ルシュ相当の家畜を購入 したケナ居住者は、仲買 人(dallāl)と呼ばれて いる。	
		エフェンディ	家畜	170		
		アガー ※	家畜	82		
		アガー	家畜	90		

⑪	Fāw Bahri	ケナ居住者 (肉屋) ●	家畜	130	
		ケナ居住者 レ	家畜	60	
		ケナ居住者 ○	農作物	4	
⑫	El Azab	県配属軍人	家畜	200	
		エドフ居住者	家畜	350	
		アガー	家畜	340	
⑬	Arab El Gabalāw	ケナ居住者 △△	家畜, 家具, 建築資材, 農器具	791	31
		アガー	家畜	236	15
		ケナ居住者	家具, 建築資材, 衣服	17	22
⑭	El Halfaiya	ケナ居住者 レレ	家畜	240	
		ケナ居住者	家畜	25	
⑮	El Rizqa	ケナ居住者	農作物	36	
		ケナ居住者	建築資材	32	
		ケナ居住者 (肉屋) ●	家畜	100	
		アガー ◎	家具	4	
		ケナ居住者	家具	2	
⑯	Khuzām	ケナ居住者	家畜	283	
		アガー	建築資材	1	20
		ケナ居住者	家畜	8	5
		ケナ居住者 レレ	家畜	1	
⑰	El Qusēr wa El Saiyād	ケナ居住者	家畜	285	10
		県役人 △	家畜	18	
		アガー	家畜	116	
		ケナ居住者 ○	農作物	18	32
		ケナ居住者	建築資材	16	
⑱	Hu	他村落住民	漁業用ネット	11	
⑲	El Qusēr wa El Saiyād	ケナ居住者	家畜	331	
		ケナ居住者 レ	家畜	85	
		ケナ居住者 (肉屋) ●	家畜	32	
		ケナ居住者	家畜	12	

		ケナ居住者	○	農作物	43	20
		ケナ居住者		建築資材	12	
⑳	Qibli (?)	県配属軍人		家畜	21	
		ケナ居住者	レレ	家畜, 建築資材	15	
		ケナ居住者	○	農作物	23	20
㉑	Bahgūra	ケナ居住者	レ	家具	5	5
		エフェンディ		建築資材	17	
		県役人		家畜	6	
		アガー	⊗	家畜	232	
		ケナ居住者	○	農作物	21	6
					5,886	37

出典：1279年シャッワール月8日（1863年3月29日）付，ケナ県知事作成報告書
(mahfaza raqm 30 [1], wathiqa raqm 33)

民が43.9%，県庁所在地居住者が29.0%，そして他村落住民が13.9%，以上である。

こうして，購入者総数の60.0%を占める村落外住民が処分財産売却総額の86.8%を支払っており，土地を除く村落住民の没収財産のほとんどが，村落外住民に処分されていたことが分かる。とりわけ，この点に関するダカフリーヤ県の特徴は，購入者総数のわずか16.7%しか占めていない，ハワガと呼ばれた外国人・外国領事部被保護民が，処分財産売却総額の実に43.9%を支払っていた，ということである。

アシュート県報告書には，16件の財産処分事例が報告されている。この県の事例において最も顕著な事実，それは，土地および土地に準ずる性格をもつヤシの木の取得者と，その他物件の取得者との間には，その社会範疇においてははっきりとした違いが存在する，ということである。つまり，前者の取得者のほとんどが村落住民であるのに対して，後者の取得者のほとんどは村落外住民なのである。

土地処分に関しては，11事例（事例①，②，③，④，⑤，⑥，⑧，⑨，⑫，⑬，⑯）が報告されている。このうち，報告時点でまだ処分されていなかった事例⑥（ $\frac{19}{24} + \frac{8}{576}$ ）フェッダーンを除く，約70フェッダーンの土地が，県役人（mu`āwin al-^{ンヤイフ}mudiriya）の手によって，賃貸借に出された。借地人の社会範疇の内訳は，村落有力者（村長老）2例，一般村落住民6例，他村落住民（村長1例）2例，そして借地人名記載なし1例である。このように，没収地は，事例①，⑯の他村落住民に賃貸された小地片（ $1 + \frac{9}{24} + \frac{4}{576}$ ），（ $\frac{23}{24} + \frac{4}{576}$ ）フェッダーンを除き，すべて村落住民に賃貸されているのである。

そして，同じ事態が，その性格からして土地に準ずるヤシの木の処分の事例においてもみられる。ヤシの木の処分は，事例①，③，⑥，⑦，⑧，⑯と6件報告されているが，報告時点

においてまだ処分されていなかった事例⑥、水車、建築資材とともに他村落住民に処分された事例⑦を除き、すべて村落住民(村落有力者1例、一般村落住民3例)に売却されている。

ところが、土地、ヤシの木以外の物件の処分となると、事態は一変する。土地、ヤシの木以外の物件の処分は34事例報告されているが、購入者の社会範疇を分類すれば、以下の如くである。村落住民7例(20.6%)、うち村落有力者1例(2.9%)、一般村落住民6例(17.7%)。村落外住民25例(73.5%)、うち高級軍人・官僚(ベク、アガー)3例(8.8%)、中・下級官僚(エフェンディ)4例(11.8%)、県庁所在地(アシュート)居住者16例(47.0%)、他村落住民2例(5.9%)、そして購入者社会範疇不明2例(5.9%)、以上である。

また、処分財産売却総額約11,460キュルシュのうち、これら社会範疇の購入額が占める割合を計算すると、以下のような結果を得る。村落住民が31.1%、うち村落有力者14.0%、一般村落住民17.1%。村落外住民が61.7%、うち高級軍人・官僚19.6%、中・下級官僚10.6%、県庁所在地居住者30.6%、他村落住民0.9%。そして購入者社会範疇不明7.2%、以上である。この数値から明らかのように、確かに、処分財産売却総額に占める村落住民の購入額比率は、購入者総数に占める村落住民数比率に比べて高くはなっている。しかし、その原因が、事例②にみる、家畜とその他物件の分割処分、そして後者の村長老(複数)への一括売却、にあることを考慮するならば、こうしたいわば特別措置を講じない限り、ほとんどの土地、ヤシの木を除く処分物件は村落外住民へ売却される傾向にあった、といえるであろう。

こうして、以上みられる如く、アシュート県の事例においては、土地、ヤシの木とその他物件との間には、その取得者の社会範疇においてははっきりとした違いが存在した。そして、この点に関連して誠に興味深いのは、その処分形態の違いからみて、両者の処分はそれまでのエジプト村落社会慣行に対して全く相反する作用を与えたであろう、ということである。つまり、土地、ヤシの木の場合、事例①、②、⑨にみられるように、村落有力者(複数)に対する一括処分という措置がとられたが、この措置は、村落有力者による村落所属無主地の管理というエジプト村落社会慣行との係わりを予想させる⁽¹⁷⁾。

これに対して、その他の物件の処分の場合、報告された事例にみる限り、その多くは家畜の処分であり、こうした家畜の処分事例のうち、事例⑥、⑧、⑬、⑭、⑮は、共同所有(sharika)のもとに置かれていた家畜の処分であった。ところが、そこでの購入者は、事例⑭を除き、当該家畜の共同所有者(sharik)でない人物、それも村落外住民であり、彼らは、共同所有者の取り分相当の金額を清算したうえで当該家畜を購入している。つまり、これらの家畜処分は、土地であれ、家畜であれ、農器具であれ、生産要素・施設・道具を、共同所有・

(17) 当時のエジプト村落社会慣行については、以下の文献を参照のこと。拙稿「エジプトにおける私的土地所有権の確立」pp. 61-64。

利用することによって成立していた当時のエジプト農村社会における耕作慣行、すなわち共同経営 (sharika, mushāraka) 慣行を破壊する作用をもたらした、と考えられる⁽¹⁸⁾。

さて、最後に、ケナ県報告書の事例について検討してみよう。この県の場合、土地とその他物件について、それぞれ別個の処分報告書が作成されている。

土地処分に関しては、7件、都合約49フェッダーンの処分事例が報告されている。そのうち、事例①を除き、他のすべての事例において、没収地は、競売にふされる前の段階で、報告時点ではいまだ処分されていない。事例①についていえば、 $(28 + \frac{9}{24} + \frac{16}{576})$ フェッダーンの没収地のうち、実際に処分されたのは $(24 + \frac{8}{24} + \frac{8}{576})$ フェッダーンであり、当該地は競売を通して県庁所在地(ケナ)居住者に売却されている。こうして、唯一の土地処分事例において、没収地は村落外住民、それも県庁所在地という都市部の居住者に処分されているのであるが、この事実は、ケナ県の没収財産処分事情を極めて象徴的に示している。というのも、以下にみるように、土地以外の物件もまた、すべて村落外住民に売却されているからである。

つまり、土地以外の物件処分に関するケナ県報告書には、14件の財産処分事例が報告されているが、購入者41名すべてが村落外住民であり、それを社会範疇によって分類すれば以下の如くなる。外国人・外国領事部被保護民(ユダヤ教徒、ヨーロッパ人)2名(4.9%)、高級軍人・官僚(アガー)12名(29.3%)、中・下級官僚(エフェンディ)5名(12.2%)、県庁所在地(ケナ、エスナ)居住者21名(51.2%)、そして他村落住民1名(2.4%)、以上である。

また、処分財産売却総額5,886キュルシュ37フィッダのうち、これら社会範疇の購入額が占める割合を計算すると、以下のような結果を得る。外国人・外国領事部被保護民1.6%、高級軍人・官僚33.9%、中・下級官僚4.9%、県庁所在地居住者59.4%、そして他村落住民0.2%、以上である。こうして、ケナ県の事例においては、没収財産のすべてが、高級軍人・官僚を中心とした、都市部居住者に買い占められている。

そして、ケナ県の事例に関して、とりわけ強調すべきは、没収財産がこのように農村部から都市部へ流出するのみならず、その購入者が都市部の一部有力者たちに偏る傾向をもっている、という事実である。つまり、他の県の報告書においては、二つ以上の没収財産処分事例に同時に顔を出す人物はせいぜい1、2名にしかすぎないのに対して、ケナ県の場合には、確認できるだけでも、2事例に顔を出す人物3名、4事例に顔を出す人物3名、7事例に顔を出す人物1名、と7名にのぼっており、この7名による没収財産購入額は、総額の24.2%を占めているのである。

以上、逃亡兵関係報告書に基づいて、逃亡兵本人およびその家族・親族から没収された財産の処分「範囲」について、簡単な分析を試みた。土地処分については、土地の没収事例は

(18) 共同経営 (sharika, mushāraka) 慣行については、註(9)を参照のこと。

相当数あるものの、アシュート県の場合を除いて、没収地のほとんどは、報告書作成時点において、いまだ処分されておらず、ただ次の2点を除いて、前節での分析結果に新たに付け加えるべき情報を得ることはできない。第1は、当時の一般農民の耕作地に適用された土地国有原則を考慮すると、ギーザ県、アシュート県報告書にみられる土地の賃貸借 (ijār, ta'-jīr) 処分とは、ほとんど土地の売却 (mabī', mazād) 処分と同義であるとみなされうる、ということである。そして、第2は、アシュート県において、土地処分のほとんどは村落社会内の範囲でなされているが、これは、前節でケナ県について述べたと同じ意味で、アシュート県が上エジプト地方に位置しているからかもしれない、ということである。

それでは、土地以外の物件の処分「範囲」についてはどうであろうか。この点に関しては本節の結論として、以下の2点を指摘できるように思われる。

第1は、処分対象となった土地以外の物件のほとんどが、村落外住民、とりわけ都市部居住者の手によって購入されている、という事実である。実際、事例の少ないギーザ県は別として、残りの3県における処分財産売却総額に占める村落外住民の購入額の割合をみるに、ダカフリーヤ県で86.8%、アシュート県で61.7%、そしてケナ県の場合には実に100%なのである。確かに、このような事態が生じた理由の一端は、競売が県役人によって、県庁所在地において実施されたことにあったであろう。しかし、それにしても、没収財産の処分を通じて農村部の資産の一部が都市部へ流出した、という事実は否定しようがない。

そして、第2は、土地以外の没収財産についても、その処分「範囲」にはっきりとした地域差をみてとることができる、ということである。つまり、事例の少ないギーザ県はともかくとして、ダカフリーヤ県における処分財産売却総額に占める村落外住民、とりわけハワガと呼ばれた外国人・外国領事部被保護民の購入額の高い割合（それぞれ、86.8%、43.9%）は、この県が商品作物の浸透した下エジプト地方の農村地帯に位置することと無関係ではありえないであろう。また、アシュート県の事例における、土地・ヤシの木の村落社会内処分とその他物件の村落社会を越えた処分、という没収財産の品目の違いに基づくきわだった処分「範囲」のコントラストは、この県の中・上エジプト地方における中心地域としての位置と無関係ではないであろう。そして、最後に、ケナ県における都市部に居住する高級軍人・官僚を中心とした一部有力者による没収財産の買い占め現象は、この県が上エジプト地方、それもその最南端に位置していることと明らかに関係がある。私は、前節において、ケナ県における根強い村落慣行の存在を示唆したが、この根強い村落慣行と、上記農村部の資産の都市部への流出・その一部有力者による買い占め現象との間に矛盾はない。逆に、農村部における根強い村落慣行の存在と都市部における有力者層の出現とが相俟って、上エジプト地方の政治状況として従来指摘されてきた有力者による寡頭支配が成立する。ともかくも、離村者関係報告書や逃亡兵関係報告書において列挙されている国家権力による農村部資産の強圧的没収・処分措置は、下エジプト地方の農村社会に対して以上に、上エジプト地方の農村社会に対して大きな影響を与えたであろう。

(1986年2月15日脱稿)

[I] ブヘイラ県離村者没収地処分調査報告書コピー

① トルコ語主文

بسم الله جناب اداری سعادتو انتم
 ایستادگی آریختی امرک صدر آریخته شنبه قدر بدیرتیره نسج اینه نقران مضطر و صباع اولو جاسورلرک مضاربتی
 و نمیده صاصدی و مستیزانک اسمائی بیبه ا سعادتیم فرموی بی ارام سینه انه مطلوب اولور کشف نظیر و لفا
 بعد و تقدیر قلمی بیایدی عطف بارده اولشدر انتم ا سعادتیم
 مبر
 مبر
 مبر

~L1

② アラビア語調査報告書

کشف
 عنة بیان الھیان مذکورہ شتمیند و جری هیعلہ مذکورہ بہ میدیرتیه انجم
 ۱۲۹۱ ۶ ۶
 اطمان اولو احوال منہ نامہ و مص صاع دانک کشف مطمینک مھر بقیدہ بیچ و انترہ حارسناده
 اطمان مد کورس و کفر الھایئہ صاع دانک لا عر ادر فادوسم الفناوی بلعدر و المہ شدر بیچ
 ۸ اطمان مطمین الیرایی
 ۴ اطمان مارھم الخیری
 ۴ اطمان محمد فواد
 ۴ اطمان حسیل حلی
 ۴ اطمان احمد سلھ
 ۴ اطمان علی رمروف
 ۴ اطمان سرفی حلی
 ۹۴۵۰ ۳ ۴۱
 ۶۴۴ ۲۵
 اطمان محمد لالی منہ اھک نامہ اولو نہ عرک صباع الی قی نامہ بالعدہ و المہ شدر بیچ
 اطمان عدلورس و اھک برک عطا صاع لا اکو اھم الطور عتقا نہ بالعدہ و المہ شدر
 ۱۶ اطمان محمد عمر
 ۴ اطمان رروق و قلیقل
 ۱۵۶۸ ۱۲۱۱ ۲۴

ولم ١٤ اطباء حسن السمو

٢٨٤٧	٢٨	٢٨٤٧	٢٨
٧٦٤٤	٧٦	٧٦٤٤	٧٦
٤٦٠٠	٤٦	٤٦٠٠	٤٦
٢٩٩٤	٢٩	٢٩٩٤	٢٩
٧٤٥	٧٤	٧٤٥	٧٤
٩٤٥	٩٤	٩٤٥	٩٤
٤٤٤	٤٤	٤٤٤	٤٤
٤٩٥	٤٩	٤٩٥	٤٩

شهادة راجحة

١٢٨٧٨٢	١٢٨	١٢٨٧٨٢	١٢٨
٤٩	٤٩	٤٩	٤٩
١٢٩٤٢٦	١٢٩	١٢٩٤٢٦	١٢٩
٤٨	٤٨	٤٨	٤٨
١٢٩٦٤١	١٢٩	١٢٩٦٤١	١٢٩
٤٥	٤٥	٤٥	٤٥

عليه الرحمه المرحوم قد تم هذا الكشف فتبين بانها اطباء المسجبه على اربابهم بغيره الجريح جريح بغيره في قوله لا اله الا الله
 ١٢٩٦
 ٩ سبحان

[II] アシュート県逃亡兵関係没収財産処分調査報告書コピー

① トルコ語主文

ساداتو انتم معزى

عسكره ده فرار و باهتد و عند الطيب تاخير ايد في انظار عقده عهد سابقه هاد اولا اوامر مقتضيات اجرا فتمتده بوليان جزا و انتم ابراشنا
 صدر فظلمه بونزه بوبه و فوعولر هده فرار برك برضطونه لواج و فوانبه مانسه معانه و منجزى نمانعه فوهو صانقت اجرا و انفا ذبها انفا و تعلقا نرى
 املكانه ضبط و بيع و انما نه حاصله حايبه ديوانه اضاف و اوظفك موسى و اطبايه و املوك سازه نك جانين و فز بزه نور بده قلنا نه مقدارك انما في و ستر برك
 اسدي سببه برقطه مونغ كسقى اضرايع و معبده سبه بعبت و انراي فامسنى امر برك ستر فهد در و سونغ بوردية اعاء و عشا تا بيلين و سبط برقطه ده
 اراوه عليه نك مال عاليسى فزبه مدركه عاجزى اولوب مفاد مكرمه اعتبار عاليسى مارالذكر عسكره ده فرار و باهتد و قتمه طلمينه تاخير ايد انفا
 و عشا فز برك موهودانده ضبط و بيع اولنا نه موسى و اطبايه و سائر مالكل برك برقطه كسقى خرب و سطلجم اولوب ليا نقده بزم سبورى فامسنى تا
 اولديمن بانه عله و استعار ابتدا فامسنى فافتم تا لا سبحان فلاح
 و كليمه
 س

و كليمه
 س



ع
 ٧

of the process of the dispossession of land belonging to the peasants in the middle of the 19th century in Egypt.

After having written the paper, I continued to collect the source-materials on the socio-economic history of modern Egypt in National Archives (Dār al-Wathā'iq al-Qawmīya) in Cairo, and happened to find there 19 investigation reports dispatched from the local administrators to the Cabinet of Pasha (al-ma'īya al-sanīya), a part of documents on which the above two decrees were based; that is, 8 documents with regard to a multiple penalty consisting of confiscation of property including land from families and relatives of deserters from military service, and 11 documents dealing with the provision for the confiscation of the land left behind by the peasants who had fled their villages.

The aim of this paper is to introduce the contents of these documents, and to add to the conclusion of my previous paper some results of analysis on the figures of rural society, especially the high liquidity of land and other real properties in the middle of the 19th century in Egypt.